特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 月 28 日 (金) (2022年)

No. 15583 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

**近畿支部** 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

## Ħ 次

☆非専用品型間接侵害(特許法101条2号・5号) 

## 非專用品型間接侵害(特許法101条2号。 5号) の主観的要件

ユアサハラ法律特許事務所 弁護士 深井 俊至

特許法101条1号・2号・4号・5号 特許法101条は、次のとおりである。

(侵害とみなす行為)

第101条 次に掲げる行為は、当該特許権又は 専用実施権を侵害するものとみなす。

1 特許が物の発明についてされている場合に おいて、業として、その物の生産にのみ用い

る物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等 の申出をする行為

2 特許が物の発明についてされている場合に おいて、その物の生産に用いる物(日本国内 において広く一般に流通しているものを除 く。) であってその発明による課題の解決に不 可欠なものにつき、その発明が特許発明であ ること及びその物がその発明の実施に用いら

## YAMAKAWA 山川国際特許事務所

山川茂樹 所長・弁理士

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表)

FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@yamakawa-ipo.jp URL: http://yamakawa-ipo.jp/